

# 入札説明書

調達内容等件名 広島市水道局牛田浄水場で使用する電気

公 告 日 令和4年12月15日  
(広島市報調達号外676号)

上記に係る入札等については、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）その他の関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

広島市水道局財務課契約係

## 項目及び構成

- 1 契約者
- 2 契約担当部局
- 3 調達内容
- 4 競争入札参加資格
- 5 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出
- 6 一般競争入札参加資格確認通知
- 7 競争入札参加資格の喪失
- 8 契約条項を示す場所等
- 9 入札の方法
- 10 開札
- 11 その他

契約書（案）及び仕様書

- 別紙1 令和3年度最大使用電力日における負荷曲線  
別紙2 令和4年度最大使用電力日における負荷曲線  
別紙3 使用予定電力量及び実績  
別紙4 日別・時間別使用電力量の実績

別添 一般競争入札参加資格確認申請書  
入札参加資格の確認に係る納税証明書について  
入札書（指定様式）  
入札附属書  
委任状  
仕様書等に関する質問書（指定様式）  
入札書等の提出について

1 契約者

広島市

2 契約担当部局

〒730-0011

広島市中区基町9番32号

広島市水道局財務課契約係

電話 082-511-6826 (直通)

3 調達内容

(1) 調達等件名及び数量

広島市水道局牛田浄水場で使用する電気

予定使用電力量 4,618,446 kWh (1年間)

(2) 履行の内容等

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

(4) 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで(1年間)

(5) 履行場所

広島市水道局牛田浄水場

広島市東区牛田新町一丁目8番1号

4 競争入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市水道局契約規程第4条の規定に該当しない者であること。

(2) 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の契約の種類「物

品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「16-01 電力供給」に登録している者であること。

当該広島市競争入札参加資格を有していない者で、本件入札に参加を希望するものは、本市所定の申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて、次のとおり提出すること。

ア 申請期間

入札公告の日から令和5年1月12日（木）までの広島市の休日を定める条例（平成3年条例第49号）第1条第1項の各号に掲げる市の休日（以下「市の休日」という。）を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 申請書等の交付方法、提出場所又は問合せ先

次の場所において交付し、又は広島市のホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>）のトップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「資格審査申請や変更届など」→「物品・役務等競争入札参加資格申請について（WTO案件）」に掲載する。

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局契約部物品契約課

電話 082-504-2083（直通）

ウ 申請方法

申請書等は、前記イ（申請書等の交付方法、提出場所又は問合せ先）の場所に持参するものとし、郵送又はファクシミリによる申請は受け付けない。

エ 申請者の義務

申請者は、本局から申請書等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本局の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

5 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

本件入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書等を提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、本局から一般競争入札参加資格確認申請書等に関し説明を求められた場合、これに応じなければならない。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法

一般競争入札参加資格確認申請書は、広島市水道局のホームページ  
(<https://www.water.city.hiroshima.lg.jp/>) の「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「調  
達情報公開システムに公開されない入札・見積情報」→「令和5年度案件」（以下、同じ。）か  
らダウンロードできる。

ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は、次により交付  
する。

ア 交付期間

入札公告の日から令和5年1月19日（木）までの市の休日を除く午前8時30分から  
午後5時まで。

イ 交付場所

前記2（契約担当部局）に同じ。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア 提出期間

前記(1)アに同じ。

イ 提出場所

前記2（契約担当部局）に同じ。

ウ 提出方法

郵送（配達証明付書留郵便に限る。）又は持参。なお、郵送する場合は、配達証明付書留郵  
便とし、提出期限日の午後5時までに必着させること。

6 一般競争入札参加資格確認通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札の参加資格を有すると認めた者には、  
一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格を有する者であると認められた者が、前記4の各号いずれかの条件を欠いた  
ときは、競争入札参加資格を喪失する。

8 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、次  
により交付する。

ア 交付期間

入札公告の日から令和5年1月30日（月）までの市の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所

前記2（契約担当部局）に同じ

(2) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法

広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難い場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

(3) 仕様書等に関する質問

ア 仕様書等に関する質問がある場合は、次により、仕様書等に関する質問書を提出すること。なお、仕様書等に関する質問書は、広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難い場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

(ア) 提出期間

入札公告の日から令和5年1月12日（木）までの市の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

(イ) 提出場所及び問合せ先

〒730-0011

広島市中区基町9番32号

広島市水道局技術部調整課

電話 082-511-6861（直通）

(ウ) 提出方法

郵送（配達証明付書留郵便）又は持参とする。

イ 前記アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌開庁日以後において、広島市水道局のホームページからダウンロードできる。なお、上記ア(ア)の期間の経過後に質問書を提出した場合は、入札書等の提出期限までに当該質問に対する回答ができないおそれがある。

9 入札の方法

(1) 入札書の提出場所

前記2（契約担当部局）に同じ。

(2) 入札書及び入札附属書の提出期限

令和5年1月30日（月）の午後5時までに提出すること。

郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、令和5年1月30日（月）の午後5時までに必着させること。

(3) 入札書及び入札附属書の作成方法等

ア 入札書及び入札附属書は日本語で記載すること。また、入札金額及び入札附属書に記載する金額は日本国通貨とする。

イ 入札書は、本局所定の用紙によること。

ウ 入札書（指定様式）の記載項目

(ア) 入札書第何回

(イ) 年月日「令和5年1月〇〇日」（提出日を記入すること。）

(ウ) 競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名及び押印（代理人が入札する場合は代理人の氏名及び押印）

(エ) 入札金額（参考 1年間の予定総額）及び入札金額を1年間の予定使用電力量で割った額

(オ) 基本料金単価（契約電力に対する契約希望単価）

(カ) 電力量料金単価（予定使用電力量に対する契約希望単価）

(キ) 割引料金（月額）

(ク) 「消費税法第9条第1項の適用について」は、該当の数字を○印で囲むこと。

(注) 記載するに当たって、次の点に注意すること。

1 「競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名」及び「印」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とし、印章は同申請書において提出した使用印鑑届により届け出たものとする。

2 外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。

3 入札金額の訂正は認めない。

4 本入札書に記載する入札金額（参考 1年間の予定総額）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札附属書により見積もった1年間の予定総額の110分の100に相当する金額を記載すること。

5 令和4年10月28日閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づき行われる電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下「電気価格激変緩和対策事業」という。）による電力量料金の値引きは、入札金額及び電力量料金単価に反映させ

ないこと（ただし、契約締結後の電気料金の請求に当たっては、当該値引きを請求額に適切に反映させること。）。

#### エ 入札附属書の記載項目

仕様書に示した契約電力及び予定使用電力量に対して、契約電力及び予定使用電力量の契約希望単価並びに割引がある場合はその割引料金を控除して計算した結果を記載すること。ただし、別紙「入札附属書（入札書積算内訳）」の様式に積算の内訳を記載できない場合は、別紙「入札附属書（入札書積算内訳）」を見本に、入札金額（参考 1年間の予定総額）の積算の内訳を任意様式（用紙はA4サイズ（定型）とし、2ページ以上に及ぶ場合には袋とじをすること。）に記載して提出すること。

**なお、入札附属書の積算に誤りがある場合、また、入札附属書が入札書記載金額と対応していない（金額が一致していない）場合は、入札書を無効とする。**

- (ア) 標題「入札附属書（入札書積算内訳 第何回）」
- (イ) 年月日「令和5年1月〇〇日」（提出日を記入すること。）
- (ウ) 競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名（代理人が入札する場合は代理人の氏名）
- (エ) 仕様書に定めた標準力率での契約電力に対する各月の基本料金の契約希望単価（標準力率の変動に対する積算を伴う場合はその積算方法。複数設定可能。）
- (オ) 予定使用電力量に対する電力量料金の各月の契約希望単価（複数設定可能。）、金額及び積算方法
- (カ) 割引がある場合、その割引料金及び積算方法
- (キ) 各月の基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を差し引いた合計金額
- (ク) 1年間の予定使用電力量、予定総額
- (ケ) 1年間（履行期間）における基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を控除した合計金額（予定総額（上段））及び当該合計金額の110分の100に相当する金額（予定総額（下段）（入札書記載の入札金額））

(注) 記載するに当たって、次の点に注意すること。

- 1 「競争入札参加者の住所、商号（名称）、代表者職氏名」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の職氏名とする。

- 2 基本料金及び電力量料金の単価には、1円未満の端数を含むことができる。ただし、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額に1円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額を記入すること。
- 3 電気価格激変緩和対策事業による電力量料金の値引きは、積算内訳に反映させないこと（ただし、契約締結後の電気料金の請求に当たっては、当該値引きを請求額に適切に反映させること。）。
- 4 別紙入札附属書に示した予定使用電力量は、使用月の日量を集計したものである。

#### (4) 入札書及び入札附属書の提出方法等

ア 入札書及び入札附属書を直接提出する場合は、入札書及び入札附属書を同一の封筒に入れ、糊付け箇所に「メ」などを記入して封字し、かつ、封皮に商号（名称）及び「令和5年1月31日開札（広島市水道局牛田浄水場で使用する電気）の第1回入札書在中」の旨を記載し、前記2（契約担当部局）に入札書の提出期限（前記2）までに提出しなければならない。

なお、開札日には、第1回目の入札で落札者がいない場合は続けて入札を行うため、第2回目、第3回目の入札書及び入札附属書を準備しておくことをすすめる。また、開札に立ち会わない場合は、入札回数に相応する入札書及び入札附属書を同封して提出すること。（別添「入札書等の提出について」参照）

イ 入札書及び入札附属書を郵便（配達証明付書留郵便に限る。）により提出する場合は、入札回数は3回を限度とするので、入札回数に相応する3通の入札書及び入札附属書を作成し、入札書をそれぞれ封筒に入れて、糊付け箇所に「メ」などを記入して封字し、その封皮には入札者の商号（名称）を記載し、「令和5年1月31日開札（広島市水道局牛田浄水場で使用する電気）の入札書第何回目在中」と朱書すること。これらを封筒に入れて二重封筒とし、表面に「令和5年1月31日開札（広島市水道局牛田浄水場で使用する電気）の入札書在中」と朱書し、親展により前記2（契約担当部局）あて入札書の提出期限（前記2）までに必着させなければならない。（別添「入札書等の提出について」参照）

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札書等の提出後は、入札（開札）日時前であっても、提出された入札書等の引換え、差換え又は撤回等は認めない。

#### (5) 無効の入札書

次に掲げる入札は、無効とする。

- ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び開札日時以後、落札者の決定までの間に前記4(2)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他の一般競争入札参加資格を満たさなくなった者がした入札
  - イ 一般競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
  - ウ 入札金額を訂正したもの
  - エ 再度入札等を実施する場合において、直前の入札（無効となった入札を除く。）の最低価格以上の価格でした入札
  - オ その他広島市水道局契約規程第10条各号のいずれかに該当する入札（ただし、外国事業者が同条第1号の押印に代えて署名したものは除く。）
  - カ 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年広島市水道局規程第11号）第7条第5項の規定に基づき入札書を受領した場合で、同項の規定に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときにおける入札
- (6) 代理人による入札
- ア 代理人が入札する場合には、別添の様式による委任状を開札時まで提出すること（外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。）。
  - イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。
- (7) 入札回数
- 3回を限度とする。
- (8) 入札の中止等
- 本件入札に関して、天災地変があつた場合、事故の発生等により郵便による入札の執行が困難な場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があつた場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。
- また、開札後においても発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。
- (9) 入札方法
- ア 入札書の入札金額は、入札附属書により見積もつた1年間の予定総額の110分の100に相当する金額を記載すること。
  - イ 入札書には、入札附属書に記載した契約希望金額の単価を記入すること。
  - ウ 落札の決定に当たっては、総価により行う。
- (10) 契約方法

契約は、入札書に記載された基本料金単価及び電力量料金単価（当該金額に1円未満の端数を含むことができる。）で行う。

(1) 燃料調整費等

入札価格の算定に当たっては、燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額（以下「燃料費等調整額」という。）並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金並びに電気価格激変緩和対策事業による値引きについては、入札金額に含まないものとして入札すること。

なお、燃料費等調整額については、契約書（案）のとおり、本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度に準じて電力量料金を変動させることができるものとし、電気価格激変緩和対策事業における対象事業者にあつては、電気料金の請求時において、当該事業において定められた値引きを適切に請求額に反映させるものとする。

10 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和5年1月31日（火）午前10時

広島市水道局基町庁舎10階 入札室

(2) 開札

ア 入札参加者のうち開札の立会いを希望する者は、立ち会うことができる。（立ち会うことができる者は、1名とする。）

入札参加者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札参加者は、開札時刻後においては、開札場所に入場することはできない。

ウ 入札参加者は、開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ「競争参加資格を証明する書類（資格審査結果通知書の写し）」及び身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札参加者は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場所から退場することができない。

オ 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときには、直ちに再度の入札を行う。

(3) 落札者の決定方法

ア 本件公告に示した調達サービスを履行できると本局が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、開札日の翌日（市の休日でない日）にくじ引により落札者（落札者となるべき者）を決定するものとする。ただし、同価の入札をした者の全てが立会している場合には、開札後直ちに、くじ引により落札者を決定する。

なお、くじ引をしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引を行う。

ウ 他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会することができる。

## 11 その他

### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 入札保証金及び契約保証金

免除する。（広島市水道局契約規程第12条第3号、第34条第7号）

### (3) 契約手続における交渉の有無

無

### (4) 契約書の作成等

ア 落札者は、落札決定した日から5日以内の日（最終日が、市の休日に当たるときは、最終日後において、最終日に最も近い市の休日でない日）に契約書を取り交わすものとする。

イ 落札者が前記アの日に契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、広島市競争入札参加資格を取り消す。また、落札決定を取り消された者は、契約予定金額に基づく総支払予定額に対する入札保証金相当額の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

ウ 契約書は2通作成し、本局及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。

エ 契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は本局が交付する。

オ 本契約は、本局が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ確定しないものとする。ただし、外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。

### (5) 契約条項

別紙契約書（案）のとおり。

(6) 本件公告に示した契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。次年度以降の予算が減額又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。

また、本局は当該契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(7) 本調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された「政府調達に関する協定」(以下「協定」という。)及び2012年3月30日ジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定」(以下「改正協定」という。)の適用を受ける調達であるため、協定第20条及び改正協定第18条に定める苦情処理手続により、調達者が契約を締結すべきでない旨又は契約の執行を停止すべき旨の判断をしたときは、契約締結の留保及び契約解除を行うことができる。

# 契 約 書 ( 案 )

広島市（以下、「発注者」という。）と、〇〇〇〇株式会社（〇〇〇〇部）（以下、「受注者」という。）とは、広島市水道局牛田浄水場で使用する電気の需給に関し次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき発注者の広島市水道局牛田浄水場で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価（以下、「電気料金」という。）を支払うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、次のとおりとする。

基本料金 単価（常時）	〇, 〇〇〇. 〇〇円/kW（消費税及び地方消費税を含む。）
基本料金 単価（予備）	〇〇〇. 〇〇円/kW（消費税及び地方消費税を含む。）
電力量料金 単 価	〇〇. 〇〇円/kWh（消費税及び地方消費税を含む。）

2 受注者の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、発注者と受注者とが協議して、これを改定できる。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和5年1月〇〇日から令和6年3月31日までとする。（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

（履行期間）

第4条 履行期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

（契約保証金）

第5条 発注者は、本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を全額免除する。

（権利義務の譲渡等）

第6条 受注者は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。

（使用電力量の増減）

第7条 発注者の使用電力量は、発注者の都合により予定使用電力量から変動することができる。

（契約電力の増減）

第8条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が500kW以上となる場合は、発注者と受注者とが協議して、契約電力を決定するものとする。

2 前項の規定により契約電力が500kWを超え発注者と受注者とが協議の上契約電力を決定した後に、発注者が契約電力を超えて電気を使用した場合は、超過金の支払について発注者と受注者とが協議を行い、超過金の支払が適当であると認められた時は、発注者は当該協議において決定された金額を超過金として受注者の指定する期限内に支払うものとする。

（使用電力量の計量及び検査）

第9条 毎月の電力量の計量日は、発注者と受注者とが協議の上各月ごとに定めるものとし、受注者は計量日に記録された電力量計の読みにより使用電力量を計量し、発注者の指定する職員等の検査を受けなければならない。

（電気料金の算定）

第10条 電気料金は、基本料金と電力量料金の合計額から割引料金を引いた額とする。（当該金額に

1 円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額)

- 2 基本料金は、契約電力に第2条第1項の基本料金単価を乗じて得た額とする。ただし、受注者は、仕様書に定めのある標準力率の変動に従い基本料金の請求額を変動させることができるものとする。
- 3 電力量料金は、前条により読み取った1月の使用電力量に第2条第1項の電力量料金単価を乗じて得た額とする。ただし、本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額で構成される燃料費等調整額に準じて電力量料金を変動させることができるものとし、燃料費等調整を行う場合は、算定方法等について、あらかじめ発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。また、令和4年10月28日閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づき行われる電気・ガス価格激変緩和対策事業における対象事業者である受注者にあつては、当該事業において定められた値引きを適切に電力量料金に反映させるものとする。
- 4 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）により経済産業大臣が定めた再生可能エネルギー発電促進賦課金単価によって、算定するものとする。

（電気料金の支払及び遅延利息）

第11条 受注者は、第9条に定めた検査終了後、前条により算定した額を1か月毎に請求するものとする。（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額）

- 2 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受領した後、受注者が指定した期日までに当該請求額を支払うこととする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、受注者が指定した期日までに電気料金を支払わない場合においては、受注者は、当該未払い金額に対し、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示」で定められた割合で計算した額の遅延利息を発注者に請求できるものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

（談合行為等の措置）

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札（見積合わせを含む。以下同じ。）に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。
  - (2) この契約に係る入札に関して、受注者（受注者の役員、代理人又は使用人その他の従業員。次号において同じ。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。
  - (3) その他この契約に係る入札に関して、受注者が前2号に規定する行為をしたことが明白となったとき。
  - (4) この契約に係る入札に関して、受注者が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。
- 2 受注者は、前項各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項に基づき算定した電気料金の総支払予定額の20パーセント（ただし、前項第4号に該当するときは、10パーセント。）に相当する額を、損害金として発注者に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。
- 3 前2項の規定において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は受注者に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

（契約解除）

第13条 発注者は、次の各号の一に該当すると認めるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が天災その他不可抗力により電力の供給をする見込みがないと認めるとき。
- (2) 受注者が正当な事由により解約を申し出たとき。
- (3) 本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (4) 警察等捜査機関からの通報等により、法人若しくは事業を営む個人又はそれらの役員等(広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(以下「暴力団等排除措置要綱」という。)第2条第8項に規定する役員等をいう。以下同じ。)が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき。
  - ア 暴力団等排除措置要綱第2条第1項に規定する暴力団
  - イ 暴力団等排除措置要綱第2条第2項に規定する暴力団員等
  - ウ 暴力団等排除措置要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等
  - エ 暴力団等排除措置要綱第2条第4項に規定する被公表者経営支配法人等
  - オ 暴力団等排除措置要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 受注者は、前項第3号から第5号のいずれかの規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

3 受注者は、第1項第3号から第5号の規定により契約を解除されたときは、第10条第1項に基づき算定した電気料金の総支払予定額の10パーセントに相当する額を、違約金として発注者に支払わなければならない。

(契約解除後の処理)

第14条 契約が解除された場合には、第1条の義務は消滅する。

2 発注者は、契約が解除された場合において、既に契約を解除した日が属する月の電力の供給を受けているときは、次の各号により算定した額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を受注者に支払うものとする。

- (1) 契約を解除しなかったものとした場合の同月の基本料金を、同月の契約解除した日までの日数を1か月30日として按分した額。
- (2) 同月の計量日から契約を解除した日までに使用した同月の電力量に、第2条第1項の電力量料金単価を乗じて得た額。

3 前項の支払は、第11条に従うものとする。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第15条 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等(暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。第4項において同じ。)から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給に関する協議を行わなければならない。

4 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

5 受注者は、前項の被害により電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給に関する協議を行うものとする。

(守秘義務)

第16条 発注者及び受注者は、本契約の締結により知り得た相手方の情報を、事前に相手方の承諾を

得ることなく、第三者に漏洩してはならないものとする。

2 発注者及び受注者は、契約期間満了後又は解約等による契約終了後も、前項の守秘義務を遵守するものとする。

(特約事項)

第17条 本契約について、次年度の予算が減額・削除された場合には、本契約の変更・解除を行うことがある。また、発注者は、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第18条 本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項は、入札附属書等に示された条件に基づき、発注者と受注者とが協議して決定する。

2 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立の管轄は、広島地方裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し発注者及び受注者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年1月〇〇日

発注者 広島市中区基町9番32号  
広島市

代表者 広島市水道事業管理者

広島市水道局長 村上 裕之

印

受注者 〇〇県〇〇市〇区〇〇町〇番〇号  
〇〇〇〇株式会社  
職名 氏名

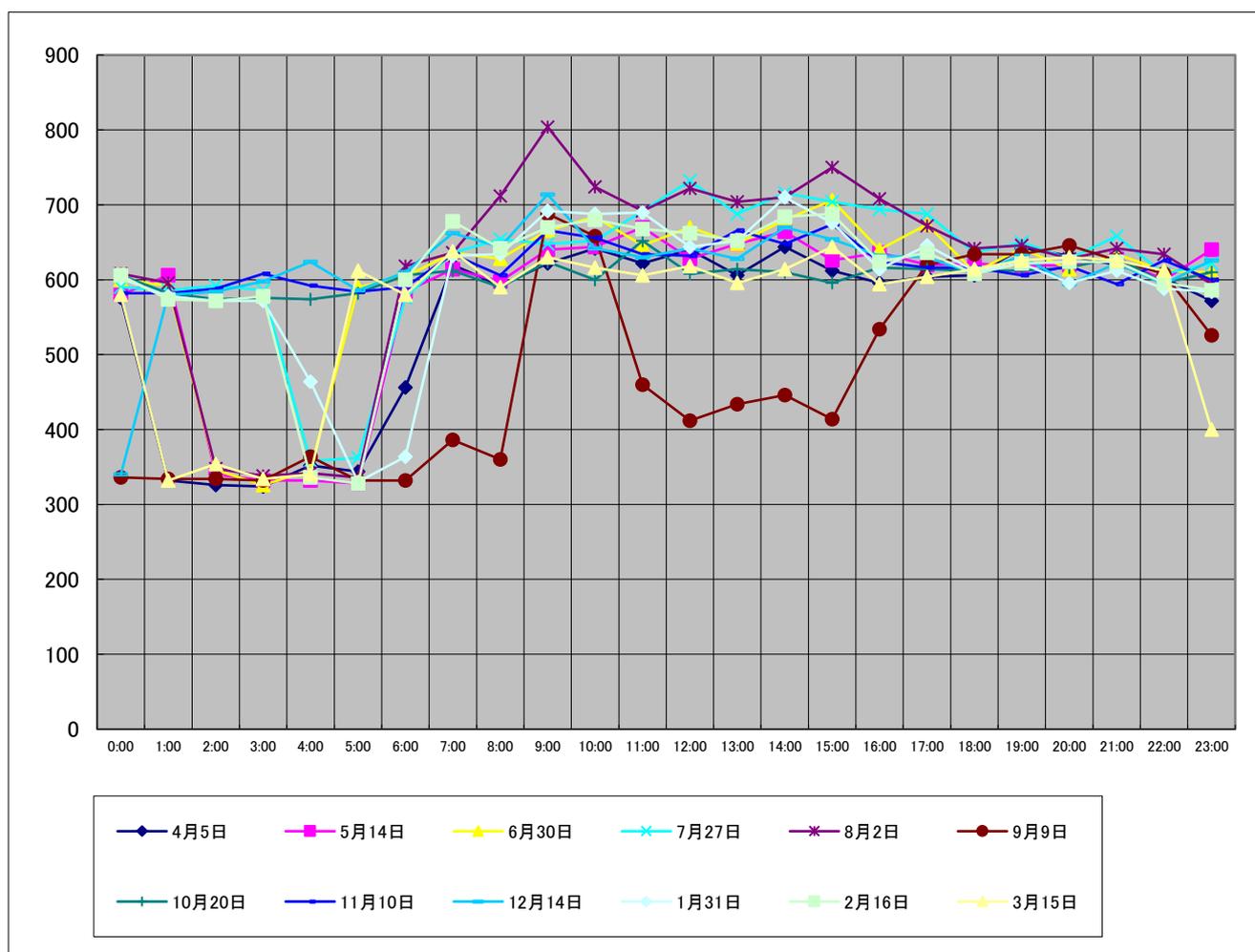
印

# 仕 様 書

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	広島市東区牛田新町一丁目8番1号 広島市水道局牛田浄水場
受 電 設 備	牛田浄水場変電所
業 種 及 び 用 途	産業用
供 給 電 気 方 式	交流3相3線式
標 準 電 圧	20,000V (受電電圧22,000V)
標 準 周 波 数	60Hz
受 電 方 式	2回線受電 (常時回線及び予備回線)
契 約 電 力	1,100kW (契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標 準 力 率	100%
予 定 使 用 電 力 量	4,618,446kWh
使 用 期 間	令和5年4月1日 0:00 ~ 令和6年3月31日 24:00
検 針 方 法	自動検針記録 (検針日は原則毎月1日)
電 力 量 計 (自動検針装置)	製造メーカー：富士電機メーター株式会社 型 式：FP3E14-R (パルス2,000pulse/kWh) (電子式精密電力計通信機能付)
需 給 地 点	場内に設置した変電所の20kV配電線引込口の壁抜き用ブッシングの電源側端子 (壁抜き用ブッシングの所有は中国電力ネットワーク株式会社)
保 安 責 任 分 界 点	需給地点に同じ
財 産 分 界 点	需給地点に同じ
事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により、広島市水道局牛田浄水場への電力供給が停止した場合には、迅速に対応し、業務に支障が生じることがないように努めること。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動力率調整 (中央監視盤による制御) を行っている。</li> <li>・入札価格の算定に当たっては、燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金は含まない。</li> <li>・小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費は、一般送配電事業者の負担とする。</li> <li>・その他必要な事項は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款による。</li> </ul>

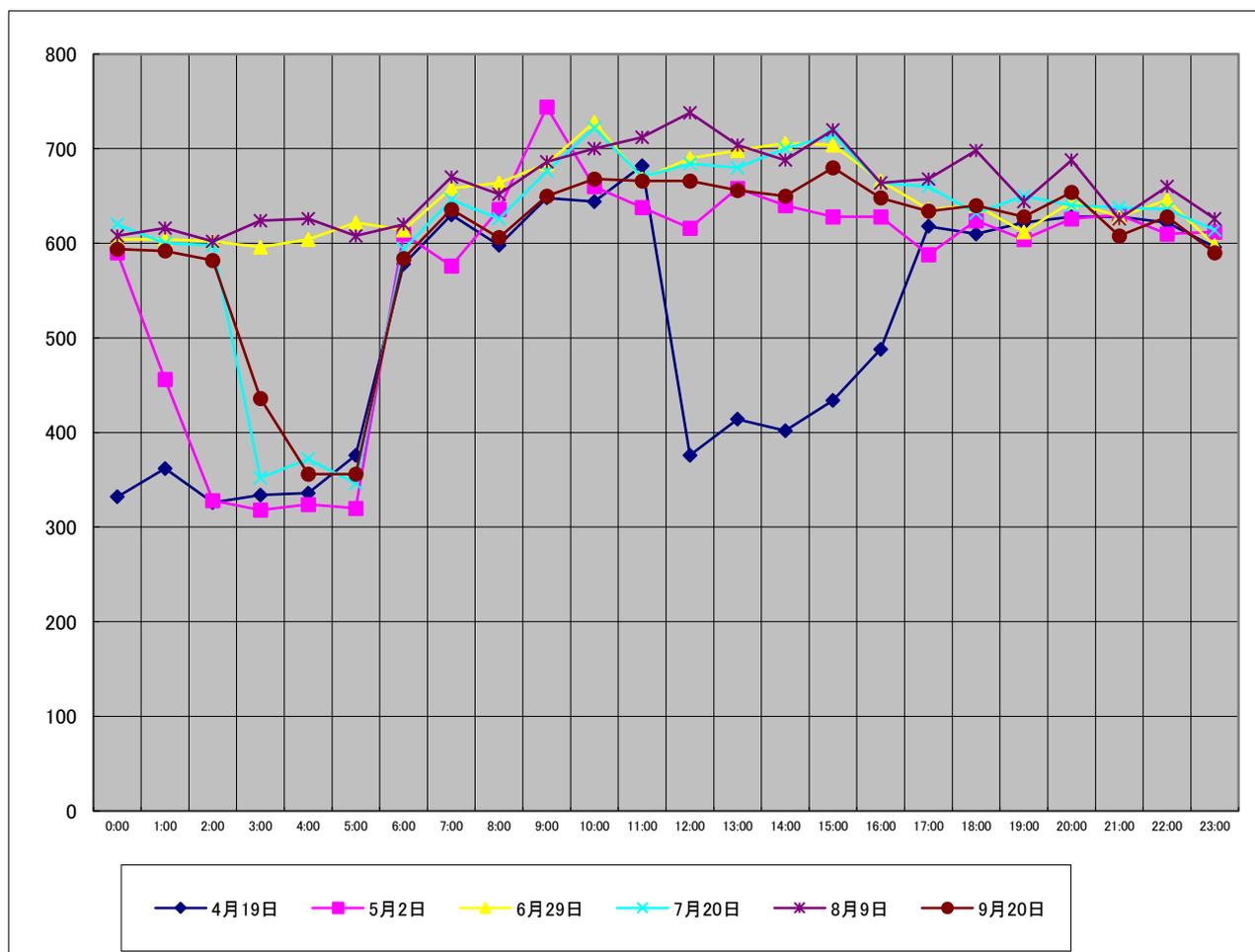
令和3年度最大使用電力日における負荷曲線（単位：kWh）

区分	4月5日	5月14日	6月30日	7月27日	8月2日	9月9日	10月20日	11月10日	12月14日	1月31日	2月16日	3月15日
0:00	576	580	600	590	608	336	606	582	340	602	606	580
1:00	332	606	592	586	596	334	582	582	580	578	574	332
2:00	326	340	346	592	348	334	574	588	584	572	572	354
3:00	324	332	326	586	338	332	576	608	598	572	578	334
4:00	352	332	346	358	342	364	574	592	624	464	336	340
5:00	344	328	590	362	336	332	582	584	586	330	328	612
6:00	456	584	604	576	618	332	606	590	610	364	600	580
7:00	620	614	636	636	636	386	612	634	662	632	678	638
8:00	592	598	628	654	712	360	590	606	644	634	642	590
9:00	622	640	666	648	804	688	624	666	714	692	670	630
10:00	642	644	684	652	724	658	600	656	642	688	680	616
11:00	622	670	646	692	692	460	652	634	630	690	668	606
12:00	640	628	670	732	722	412	608	632	642	644	662	618
13:00	606	648	648	688	704	434	614	666	628	652	652	596
14:00	644	664	680	716	710	446	610	648	670	710	684	614
15:00	612	626	706	704	750	414	596	674	654	676	688	644
16:00	596	636	640	694	708	534	616	624	632	614	624	594
17:00	604	620	674	688	672	620	614	616	630	646	636	604
18:00	606	622	610	636	642	634	612	616	608	612	608	614
19:00	642	618	642	650	646	634	612	606	632	622	622	626
20:00	632	620	614	628	628	646	616	618	594	596	624	630
21:00	620	628	634	658	642	626	630	594	622	612	624	626
22:00	602	600	612	608	634	608	596	626	594	588	596	612
23:00	572	640	610	622	594	526	610	600	626	584	586	400
合計	13,184	13,818	14,404	14,956	14,806	11,450	14,512	14,842	14,746	14,374	14,538	13,390



令和4年度最大使用電力日における負荷曲線(単位:kWh)

区分	4月19日	5月2日	6月29日	7月20日	8月9日	9月20日						
0:00	332	590	604	620	608	594						
1:00	362	456	604	600	616	592						
2:00	326	328	602	598	602	582						
3:00	334	318	596	352	624	436						
4:00	336	324	604	372	626	356						
5:00	376	320	622	346	608	356						
6:00	578	610	614	594	620	584						
7:00	630	576	658	646	670	636						
8:00	598	636	664	626	652	606						
9:00	648	744	684	676	686	650						
10:00	644	660	728	722	700	668						
11:00	682	638	668	670	712	666						
12:00	376	616	690	684	738	666						
13:00	414	658	698	680	704	656						
14:00	402	640	706	700	688	650						
15:00	434	628	704	714	720	680						
16:00	488	628	666	664	664	648						
17:00	618	588	636	660	668	634						
18:00	610	624	640	632	698	640						
19:00	622	604	612	650	644	628						
20:00	628	626	644	640	688	654						
21:00	628	630	628	638	626	608						
22:00	622	610	646	636	660	628						
23:00	596	612	598	614	626	590						
合計	12,284	13,664	15,516	14,734	15,848	14,408	0	0	0	0	0	0



使用予定電力量及び実績

1 使用予定電力量（月別・時間帯別）

時間帯別は、データがないときは作成不要

令和5年度	使用量見込 (kWh)	時 間 帯 別 累 計																							
		0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00
4月	377,790	14,580	12,070	11,120	10,850	10,290	10,430	16,340	17,240	17,640	17,810	18,100	17,210	16,030	16,110	16,730	16,690	17,420	17,230	17,200	17,530	17,660	17,520	17,270	16,720
5月	387,950	14,970	12,400	11,420	11,140	10,560	10,710	16,770	17,700	18,120	18,290	18,590	17,700	16,460	16,540	17,180	17,140	17,890	17,690	17,660	18,000	18,130	17,990	17,730	17,170
6月	381,945	14,740	12,210	11,240	10,970	10,400	10,550	16,520	17,430	17,840	18,000	18,300	17,415	16,200	16,290	16,920	16,870	17,610	17,420	17,390	17,720	17,850	17,710	17,450	16,900
7月	395,800	14,580	12,060	11,570	10,460	10,600	11,770	14,730	17,450	18,670	19,510	20,020	19,660	17,830	17,150	16,870	17,690	18,220	16,950	18,000	18,250	19,220	18,780	18,540	17,220
8月	394,878	14,540	12,030	11,540	10,440	10,570	11,740	14,690	17,410	18,620	19,460	19,980	19,628	17,790	17,110	16,830	17,650	18,180	16,910	17,960	18,210	19,180	18,740	18,490	17,180
9月	375,943	13,850	11,450	10,990	9,940	10,070	11,180	13,990	16,580	17,730	18,530	19,020	18,663	16,940	16,290	16,020	16,800	17,300	16,100	17,100	17,340	18,260	17,840	17,610	16,350
10月	391,181	15,090	12,500	11,520	11,230	10,650	10,800	16,910	17,850	18,270	18,440	18,750	17,841	16,590	16,680	17,330	17,280	18,040	17,840	17,810	18,150	18,280	18,140	17,880	17,310
11月	379,637	14,650	12,130	11,180	10,900	10,340	10,480	16,420	17,320	17,730	17,900	18,190	17,297	16,100	16,190	16,810	16,770	17,510	17,320	17,280	17,620	17,740	17,610	17,350	16,800
12月	397,185	15,320	12,690	11,690	11,410	10,820	10,970	17,170	18,120	18,550	18,720	19,030	18,115	16,850	16,940	17,590	17,550	18,310	18,120	18,080	18,430	18,560	18,420	18,150	17,580
1月	391,181	15,090	12,500	11,520	11,230	10,650	10,800	16,910	17,850	18,270	18,440	18,750	17,841	16,590	16,680	17,330	17,280	18,040	17,840	17,810	18,150	18,280	18,140	17,880	17,310
2月	358,393	13,830	11,450	10,550	10,290	9,760	9,900	15,500	16,350	16,740	16,890	17,170	16,343	15,200	15,280	15,870	15,830	16,530	16,350	16,320	16,630	16,750	16,620	16,380	15,860
3月	386,563	14,910	12,350	11,380	11,100	10,530	10,670	16,710	17,640	18,050	18,220	18,520	17,633	16,400	16,480	17,120	17,080	17,820	17,630	17,600	17,940	18,070	17,930	17,670	17,110
合計	4,618,446	176,150	145,840	135,720	129,960	125,240	130,000	192,660	208,940	216,230	220,210	224,420	215,346	198,980	197,740	202,600	204,630	212,870	207,400	210,210	213,970	217,980	215,440	212,400	203,510

2 使用電力量及び最大需要量の実績

令和3年度

利用月	使用量 (kWh)	最大需要 (kW)
4月分	361,924	840
5月分	374,290	822
6月分	391,316	880
7月分	419,668	912
8月分	356,976	902
9月分	312,722	900
10月分	371,676	914
11月分	392,234	838
12月分	399,192	922
1月分	399,036	914
2月分	356,598	870
3月分	358,168	864
合計	4,493,800	

令和4年度

使用量 (kWh)	最大需要 (kW)
342,754	866
399,230	850
402,758	916
405,722	944
445,922	890
355,504	868
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
—	—
2,351,890	

日別・時間別使用電力量の実績

別紙4

(単位 : kwh)

令和4年7月

7月分	1日(金)	2日(土)	3日(日)	4日(月)	5日(火)	6日(水)	7日(木)	8日(金)	9日(土)	10日(日)	11日(月)	12日(火)	13日(水)	14日(木)	15日(金)	16日(土)	17日(日)	18日(月)	19日(火)	20日(水)	21日(木)	22日(金)	23日(土)	24日(日)	25日(月)	26日(火)	27日(水)	28日(木)	29日(金)	30日(土)	31日(日)	総合計
00:00~01:00	552	374	356	602	594	608	344	600	392	620	352	614	346	352	612	586	588	356	470	620	610	604	332	598	596	504	352	356	356	350	348	14,944
01:00~02:00	350	362	342	484	354	498	354	604	348	356	346	612	342	344	602	350	342	338	342	600	636	348	342	340	350	338	350	344	352	346	342	12,362
02:00~03:00	342	366	374	344	340	362	370	494	350	346	352	600	344	344	474	334	338	360	336	598	592	356	358	370	348	342	344	340	348	350	342	11,858
03:00~04:00	342	358	340	342	338	344	346	372	368	340	346	364	358	346	340	336	332	346	334	352	350	352	332	344	342	342	346	338	348	344	346	10,728
04:00~05:00	376	350	350	346	346	368	344	364	354	336	374	350	352	342	336	342	342	342	334	372	338	348	338	338	376	340	372	338	376	342	338	10,864
05:00~06:00	538	344	338	374	354	484	362	346	464	346	462	358	424	350	362	596	336	584	370	346	346	466	328	340	342	342	350	362	344	368	338	12,064
06:00~07:00	608	604	588	464	354	608	626	470	636	622	600	484	596	366	470	600	358	594	414	594	600	612	352	352	354	386	350	360	354	354	366	15,096
07:00~08:00	668	650	620	662	626	660	628	658	632	630	656	632	650	614	638	602	336	632	608	646	622	628	610	484	384	486	536	460	532	360	342	17,892
08:00~09:00	646	642	608	628	676	636	618	624	640	652	640	652	648	676	664	626	590	610	648	626	620	636	612	418	492	664	644	650	650	638	360	19,134
09:00~10:00	830	674	604	644	670	672	652	670	630	620	688	652	710	660	664	602	628	610	638	676	672	672	622	374	710	694	678	636	704	614	426	19,996
10:00~11:00	688	640	632	688	692	674	648	682	648	652	704	726	676	672	700	636	608	636	692	722	674	686	604	362	698	696	716	708	696	652	618	20,526
11:00~12:00	714	656	624	646	638	646	676	694	642	644	718	674	696	526	644	616	630	624	528	670	696	700	632	628	690	712	674	660	686	520	660	20,164
12:00~13:00	670	674	656	692	654	694	550	678	652	672	668	656	654	360	670	628	606	618	392	684	392	516	614	608	404	654	464	448	664	368	618	18,278
13:00~14:00	742	636	612	194	664	678	398	704	630	656	724	688	682	434	692	652	616	392	460	680	446	452	650	630	414	718	440	422	438	384	650	17,578
14:00~15:00	706	660	624	170	662	716	460	726	658	638	710	692	698	660	708	622	650	358	418	700	458	542	364	642	454	462	454	450	454	374	398	17,288
15:00~16:00	700	650	642	540	640	670	648	668	612	660	658	702	702	422	712	604	606	504	600	714	708	680	406	614	390	466	416	658	404	362	372	18,130
16:00~17:00	656	648	606	660	540	654	646	658	620	636	660	662	704	402	634	634	598	602	654	664	658	674	636	644	370	648	388	658	670	402	388	18,674
17:00~18:00	654	656	620	618	366	672	648	616	636	628	626	656	618	370	616	600	622	624	622	660	628	392	476	652	400	634	368	646	626	364	362	17,376
18:00~19:00	662	656	632	646	642	610	636	618	602	646	658	632	634	394	648	614	614	624	650	632	646	392	396	380	362	668	638	658	632	606	624	18,452
19:00~20:00	644	632	618	634	628	656	640	648	650	608	624	634	618	596	620	620	626	616	608	650	612	362	356	356	650	640	612	644	642	634	634	18,712
20:00~21:00	640	656	632	652	648	624	660	644	604	668	652	634	642	646	656	620	614	648	670	640	678	624	408	580	644	690	660	650	652	622	646	19,704
21:00~22:00	640	642	608	636	608	652	638	628	638	616	626	634	632	610	602	636	632	610	624	638	612	614	612	622	664	640	624	628	656	384	650	19,256
22:00~23:00	656	640	638	632	648	618	654	632	598	630	616	630	624	618	642	606	616	622	636	636	634	608	648	620	600	642	634	666	364	354	624	18,998
23:00~24:00	616	484	604	614	600	424	614	602	592	610	630	598	618	616	598	618	598	602	608	614	614	358	608	614	604	552	616	436	388	376	622	17,648
合計	14,640	13,654	13,268	12,912	13,274	14,228	13,160	14,400	13,596	13,832	14,090	14,536	13,968	11,720	14,304	13,680	12,826	12,852	12,656	14,734	13,842	12,622	11,636	11,634	11,638	13,260	12,026	12,516	12,336	10,468	11,414	405,722

令和4年6月

6月分	1日(水)	2日(木)	3日(金)	4日(土)	5日(日)	6日(月)	7日(火)	8日(水)	9日(木)	10日(金)	11日(土)	12日(日)	13日(月)	14日(火)	15日(水)	16日(木)	17日(金)	18日(土)	19日(日)	20日(月)	21日(火)	22日(水)	23日(木)	24日(金)	25日(土)	26日(日)	27日(月)	28日(火)	29日(水)	30日(木)	総合計
00:00~01:00	600	574	588	474	616	578	574	580	594	354	330	612	356	362	586	588	430	340	630	598	592	592	610	478	346	368	358	604	604	622	15,538
01:00~02:00	578	330	332	332	596	332	580	604	582	330	332	332	332	336	332	582	332	336	346	354	590	616	490	344	340	352	342	362	604	624	12,874
02:00~03:00	570	330	326	328	356	336	590	338	584	324	328	328	324	328	324	594	328	336	328	344	602	626	340	346	336	330	338	344	602	348	11,856
03:00~04:00	336	322	328	330	336	332	600	336	584	330	340	326	354	330	332	580	328	332	334	332	596	584	340	336	336	332	338	346	596	342	11,568
04:00~05:00	326	324	332	328	452	330	332	332	586	326	342	328	324	328	336	580	330	338	334	352	348	340	344	350	342	338	344	352	604	344	10,966
05:00~06:00	384	318	362	342	586	362	326	332	330	330	342	324	324	330	322	604	326	336	334	362	326	326	350	344	348	342	354	376	622	456	11,120
06:00~07:00	612	604	574	610	596	572	580	626	614	600	570	340	592	586	596	576	602	598	328	580	586	592	604	638	602	574	612	598	614	638	17,414
07:00~08:00	608	598	622	582	622	614	606	604	598	618	594	608	618	626	600	616	602	582	476	648	642	644	622	632	616	624	626	664	658	608	18,378
08:00~09:00	600	636	626	614	600	596	598	636	644	616	610	602	622	602	632	614	626	642	598	630	616	636	638	664	638	592	694	658	664	664	18,808
09:00~10:00	642	632	644	612	414	608	648	632	632	650	606	616	652	650	600	606	658	594	650	664	672	654	670	656	598	618	654	718	684	652	18,986
10:00~11:00	636	678	686	592	362	662	642	676	636	670	610	586	634	638	600	672	642	628	596	684	674	694	670	714	618	614	704	668	728	696	19,302
11:00~12:00	656	778	642	632	344	492	664	660	402	676	488	618	620	646	648	494	652	604	600	656	660	634	570	684	638	602	682	684	668	564	18,358
12:00~13:00	612	612	662	600	366	644	640	618	350	630	334	624	620	386	610	376	624	614	632	660	532	646	400	664	610	618	662	658	690	392	17,086
13:00~14:00	650	450	644	622	330	530	652	668	414	670	358	610	386	396	664	390	684	634	598	678	408	698	478	742	638	640	710	690	698	442	17,172
14:00~15:00	654	424	686	624	322	384	682	664	678	666	326	604	424	432	648	642	678	616	644	700	450	688	706	704	608	364	682	736	706	696	17,838
15:00~16:00	638	670	662	618	344	418	638	658	656	660	328	612	370	494	642	660	628	614	614	726	424	698	676	656	5						